

JEITA/ECセンター 会員規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、JEITA/ECセンター（以下、ECセンターという。）と称する。

2 ECセンターの英文名称を、Electronic Commerce Center/JEITA 略称を EC Center/JEITA とする。

3 ECセンターは、一般社団法人 電子情報技術産業協会（以下、当協会という。）の一組織とする。

(目的)

第2条 ECセンターは企業間電子商取引及び企業間コンカレントエンジニアリングの基盤を整備することによって、電子機器及び半導体・電子部品等の業界の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 ECセンターは前条の目的を実現するため、電子機器及び半導体・電子部品等の商取引情報及び、技術情報を企業間で電子交換・再活用が可能となるよう、用語・取引に係る情報の種類・形式を標準化し維持管理する。また、その他電子商取引の普及・促進に関する以下の事項を担当する。

(1) 当協会関連分野における EC の戦略課題の検討及び具体化

(2) 関係情報に関する標準の拡充と維持

(3) EC 実用化の検討並びに推進

(4) CALS/EC 関連の国内外関係機関及び団体との情報交流、国際協調及び調査研究

(5) 前各号に掲げるもののほか、ECセンターの目的を達成するために必要な活動

2 以上の目的を達成する為の事業の総称を ECALGA または ECALGA 事業と称する。

3 ECセンターは、第1項の事業を行う上で、当協会関係各部門との連携を密に取る。

第2章 会員および幹事会社

(会員および入会)

第4条 ECセンターの会員は正会員と協賛会員とする。

正会員は当協会の正会員または賛助会員とし、協賛会員はそれ以外の会員とする。

2 ECセンターへの入会要望があれば所定の入会手続きを持って入会する事が出来る。

(幹事会社)

第5条 正会員の内から幹事会社を設ける。幹事会社は、当協会の正副会長会社および常任理事会社とする。

(会費)

第6条 第4条により入会した正会員・協賛会員各社（以下、会員という）は、ECセンターで定める会費規則により会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は所定の手続きによる退会申し入れにより退会する事ができる。

2 ECセンターは本規約並びに関連諸規則に違反した会員、継続が不適切と思われる会員に対し、退会を求める事ができる。

第3章 資産及び会計

(収入の構成)

第8条 ECセンターの収入は、会費、寄付金品、資産から生ずる収入、事業に伴う収入及びその他の収入とする。

(資産の管理)

第9条 ECセンターの資産は、会長の承認を得て事務局代表者が管理し、その管理の方法は事務局代表者に委ねる。

(経費の支弁)

第10条 ECセンターの経費は資産をもって支弁する。

(活動計画及び収支予算)

第11条 ECセンターの活動計画書及び収支予算書は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(活動報告及び収支決算)

第12条 ECセンターの活動報告書及び収支決算書は、会長が活動年度終了後遅滞なくこれを作成し、会計監事の監査を経た上、総会の議決を得なければならない。

(収支差額の処分)

第13条 ECセンターの収支決算に差額が生じた場合は、総会の議決を得て、積み立てまたは翌年度に繰り越すものとする。

第4章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第14条 本規約は、総会において、出席構成員数（代理人又は委任状を含む）の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

(解散)

第 15 条 ECセンターの解散は、総会において出席構成員数（代理人、委任状を含む）の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

第 5 章 補則

(附則)

1. 施行日

本規約の施行日は平成 15 年 7 月 1 日とする。

本会員規約はホームページ掲載用として
ECセンター運営規約より運営的な要素
を除き、抜粋編集したもの。